



札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月29日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第31号

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第5条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第5条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。